

ふくしまスイーツ・プレミアム認証応募の手引き

1. ふくしまスイーツ・プレミアム認証制度とは

福島市内で生産された農作物を活用した魅力あるスイーツを選定し、ふくしまスイーツ・プレミアム商品として認証し、積極的に発信することで新産業の創出と地域活性化を目指します。



**FUKUSHIMA
SWEETS PREMIUM**

ふくしまスイーツ・プレミアム

2. 対象商品

福島市産農産物等を活用したスイーツ

(洋菓子、焼き菓子、和菓子等のお土産品の他、イートイン商品も含む。)

(例)ケーキ、パフェ、大福、マドレーヌ、チョコレート等

吾妻山の雪うさぎをホイップクリームで表現したブランドマークです。

3. 応募資格

自薦・他薦を問いません。

自薦する方及び推薦を受ける方は下記の全てに該当する事業者又は個人事業主の方(以下、「事業者等」という。)とします。

- ① 福島市産農産物等を活用したスイーツを製造・販売する事業者等。
※事業所等の所在地は市内・市外を問いません。
- ② 認証の対象となる商品の製造、販売等について法令を遵守していること。
- ③ 認証の対象となる商品への第三者からの要望、苦情等に対する処理体制が確立されていると認められること。

※推薦をする方は個人・団体を問わずどなたでも構いません。

4. 募集開始

令和3年5月12日(水)

5. 年内選考時期

- ・第2弾認証:7月上旬 【自薦】令和3年6月21日(月)募集分まで
【他薦】令和3年6月14日(月)募集分まで
- ・第3弾認証:9月上旬 【自薦】令和3年8月23日(月)募集分まで
【他薦】令和3年8月16日(月)募集分まで
- ・第4弾認証:12月上旬 【自薦】令和3年11月22日(月)募集分まで
【他薦】令和3年11月15日(月)募集分まで

6. 認証のプロセス

自薦又は他薦により申請を受付け、ふくしまスイーツ・プレミアムブランド認証委員会による審査を経て、市長が認証を行います。(推薦があった場合は、推薦された事業者等へ市より連絡を取り、認証制度への応募を依頼します。)

認証した場合は、事業者等に対して認証書を交付します。認証されなかった場合は、事業者等に対してその旨をお知らせします。

7. 審査方法

- ① 書類審査
- ② 食味審査 (※商品の提供をいただきます。)

8. 認証基準

別紙「ふくしまスイーツ・プレミアム認証基準」をご覧ください。

9. 認証のメリット

- ① 認証品に貼付するブランドマークのデータ又はシールを提供します。
- ② 市が認証品紹介サイトへ掲載するなど、積極的にPRします。
- ③ 市で、トップセールスやイベントに使用します。(商品特性による。)
- ④ ふるさと納税返礼品への登録を支援します。

10. 応募方法

・福島市オンライン申請

福島市公式ホームページから申請様式等をダウンロードし、入力のうえオンライン申請フォームよりご申請ください。

(1) 申請書類

【自薦(事業者本人からの応募)の場合】

- ① ふくしまスイーツ・プレミアム認証申請書(様式第1号)
- ② ふくしまスイーツ・プレミアム認証申請調書(様式第2号)
- ③ 申請品の写真、カタログ等
- ④ 申請品の原材料に本市産農産物等を使用していることがわかる書類(納品書等)
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

【他薦の場合】

- ① ふくしまスイーツ・プレミアム認証推薦書(様式第3号)
- ② 推薦商品の写真、カタログ等

(2)注意事項

- ① 申請書に記載されている内容に基づき審査を行いますので、ふくしまスイーツ・プレミアム認証申請調書は、詳しく記入してください。
- ② 申請書類は返却しません。
- ③ 市より、認証品の販売実績等について報告を求められることがあります。

11. 認証後の注意事項

認証商品の内容等に変更があった場合は、変更申請書の提出が必要です。以下の場合は、ふくしまスイーツ・プレミアム認証を取り消すことがあります。

- ① 認証を受ける要件、資格を欠くに至ったとき。
- ② 認証基準に適合しないと認められたとき。
- ③ 虚偽の申請により認証を受けたとき。
- ④ 認証品の生産、製造又は販売を廃止または1年以上中止したとき。
- ⑤ その他、制度の運用に支障を来す行為があったとき。

※詳しくは、ふくしまスイーツ・プレミアム認証要綱をご確認ください。

11. お問い合わせ先

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

福島市 商工観光部 産業雇用政策課 TEL:024-515-7746